

## 第4章 市町村への支援の方針

文化財の保存と活用においては、国及び県と市町村が連携・協力を図ることが重要です。特に各市町村は、所有者や管理責任者、関係団体等とも連携し、域内に所在する文化財の把握とその保存・活用を継続的かつ計画的に取り組むことが求められます。

また、県においても、それぞれの地域の歴史的・文化的特徴を有する文化財が後の世代に継承されるよう、各市町村に対して保存と活用のために必要な技術的な助言や情報提供等、様々な場面で継続的に支援を行います。

### 1 人的な支援

県内では、文化財の専門知識を有した職員が配置されていない、あるいは一人又は少数で複数の文化財に関する業務を担当せざるを得ないといった状況にある市町村が少なくありません。

県では、このような市町村に対して、専門職員の体制整備を促すと同時に、文化財の保存・活用の施策が推進できるよう、積極的に技術的指導・助言、専門家の紹介等を行って

いきます。また、各地域が所有する文化財の記録調査、調査報告書や保存活用計画等の策定に当たっても、市町村等と連携を図り、事業が円滑に進められるよう支援します。

特に埋蔵文化財については、文化庁の通知や報告等に基づき、管内の市町村によって埋蔵文化財行政に不均衡が生じないように、客観化・標準化した本県の市町村支援の考え方について共通理解を図るとともに、市町村が実施する発掘調査等に対する支援を行います。

さらに、指定文化財の候補の調査や発掘調査、保存・継承に当たっての市町村間の広域連携が進むよう、他県の事例の収集、モデル事業の実施等を通じて、広域連携体制の構築に向けた支援を進めます。



保存活用計画策定に向けた支援  
(南さつま市柵ノ原遺跡)

### 2 担当職員の資質向上への支援（講座・研修等）

文化財の保存・活用に当たっては、各市町村の担当職員が果たす役割が大きいいため、その一人一人が文化財行政に係る事務の基本的な知識や技能を習得していることが望まれます。そのため県では、毎年、年度始めに「文化財保護行政担当職員研修会」を開催

するとともに、随時、市町村の要望に応じて「文化財出前講座」を行っています。また、実際に保存修理を行っている文化財の視察や、専門家を講師に招いて保存活用に係る情報共有や意見交換等を行なう県主催の研修会を開催しています。

さらに、県立埋蔵文化財センターでは、埋蔵文化財専門職員等を対象とした講座を開催しています。

各教育事務所では、市町村担当者と市町村文化財保護審議会委員等の文化財の保存・活用にあたる方々を対象として、各地区で「文化財保護審議会委員等研修会」を開催しています。

他にも、文化庁や独立行政法人国立文化財機構（奈良文化財研究所等）等他機関が開催する研修会等への参加を呼びかけています。引き続き、これらの取組を行い、市町村担当職員等の資質向上を図っていきます。



埋蔵文化財専門職員養成講座  
(発掘現場での研修)

### 3 財政的な支援

将来にわたって文化財の保存・活用を行うためには、国や県の補助金による財政支援が必要となります。限られた予算の範囲内で効果的に文化財保護事業を実施するため、これまでの国や県の補助制度に基づく財政支援に加え、県の観光部局、地域振興部局や土木部局等の関係機関、国土交通省や観光庁、民間等による助成制度の活用について情報提供や助言を行います。

### 4 「文化財保存活用地域計画」作成への支援

大綱を勘案し、県内市町村が相互に矛盾なく、同じ方針の下に地域計画を作成できるよう、県も地域計画作成協議会等の委員等として参画し、助言する等、積極的に支援します。また、市町村からの相談内容等に応じて、国や県等の関係機関や民間団体等との連絡・調整を行うほか、計画作成に必要な情報提供等を行います。

さらに、地域計画には指定・未指定に関わらず多種多様な文化財を、歴史文化の特徴に基づく関連性、テーマ、ストーリーによってまとまりを持たせる「関連文化財群」として位置付け、それらの群を一体的に保存・活用する枠組みを設けることもできます。

また、文化財が特定の地域に集中する場合に、その周辺環境を含め、当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域である「文化財保存活用区域」を設けることもできます。それらを含め、複数市町村で連携するシリアルパターンでの作成の場合は、地域社会の特性を活かした記載内容が求められており、市町村間での文化財の取扱いについて整合性がとれるよう助言していきます。

地域計画の作成により、各地域が抱える課題も明確となります。地域計画の作成を一つの起点として、長期的な視点での支援のあり方を検討することにもつなげていきます。

## 5 建築基準法に係る適用除外への支援

指定及び登録有形文化財やその他歴史的建造物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項第3号の規定により、条例で現状変更の規制及び保存のための措置を講じた場合、建築審査会の同意を得ることで建築基準法の適用を除外されます。

現状として建築基準法の基準を満たしていない建造物を活用するため、修復や増改築等を行おうとする市町村に対しては、建築基準法の適用除外についての情報提供や関係する条例の制定等について指導・助言等の支援を行います。なお、これらの条例の整備等については、建築部局等が所管するものであるため、十分な連携が図られるよう助言等を行います。